

2017. 3. 1

「2017年度勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請」 に対する道の回答への見解

北海道労働者福祉協議会

1. 北海道労働者福祉協議会は「2017年度勤労者・道民の福祉向上にかかわる要請書」を2016年11月2日に知事へ提出しました。
2. さらに、要請内容の趣旨を明確にするため、2016年11月15日に政策・制度改善ワーキンググループが、北海道関係部局に対して説明会を実施しました。
3. これに対し、北海道から2016年12月14日付で回答を受理しました。
4. 以下、北海道の回答について北海道労働者福祉協議会（政策・制度改善ワーキンググループ）の見解を示しますが、要請項目に対する回答は、全体として道の現状における対応や取り組みの実情を抽象的な表現でまとめた具体性に乏しい内容であり、勤労者・道民の福祉向上に対する道としての対応姿勢は、主体性に欠けるきわめて消極的なものと言わざるを得ません。
 - (1) 東日本大震災被災地からの避難者に対する対応としては、道営住宅への無償供与を1年間延長するとともに、次年度の公募において、避難者向けの優先公募枠を設けて独自に住宅支援を実施する、との追加支援策は適切な対応として評価できます。

また、今般の4つの台風被害を踏まえて、大規模災害時の被災者救援に関する備えの拡充要請に対する回答は、不十分ながらも一定の見解が示されたことについて、道民への適切な情報提供体制の構築を含め、今後の更なる充実・強化を求めたいと考える。
 - (2) 今や「奨学金」に頼らなければ大学等に進学できず、「返したくても返せない」など、大きな社会問題になっている「奨学金」制度について、その拡充・改善を国に求める道としての姿勢を質したものの、回答内容は昨年度と同様であり、強いて言えば高校生に対する給付型奨学金の支給対象者枠を若干拡大したことが、僅かながらの評価といえる。

しかし、補足回答のなかでは、今後、昨年庁内に設置した「国の給付型奨学金制度創設に伴う検討会議」において、若者の奨学支援のあり方を検討していくとしており、道内市町村独自の「奨学金制度」についても、自治体数は調査しているが利用状況までは把握しておらず、道内に就職した奨学金利用者に対する道独自の利子補給制度の創設に関しても、各市町村の意見も踏まえて検討していく、とのレベルに止まり極めて消極的な姿勢と言わざるを得ず、大卒者の道内企業等への就職を積

極的に促すためにも、道内企業との連携なども模索するなかで早急に検討・実施に着手すべきと考える。

(3) 「生活困窮者自立支援制度」の確実な実施等就労支援に向けた体制強化や「生活保護制度」への改善を国に要請するという事柄に関しては、自立支援の効果について、平成 28 年度から新たな評価指標を運用するとの回答には一定の評価をしつつも、生活保護制度に関しては、補足回答の中でも全国一律の制度なので、道として国に対する要望を鋭意行っていくとの回答であり、国任せの体質があらためて浮き彫りになったものといえる。

(4) 前年度に引き続き、勤労者福祉資金の融資対象者に地方公共団体の非正規雇用労働者を対象者にするとともに、育児・介護休業者の雇用形態による制限を廃止することを求めてきたが、道との共通認識はあるものの、回答は前年度と同内容である。但し、平成 30 年度予算編成に向けて一定の展望が示されたことから（趣旨説明時に口頭で補足）、今後、労福協としても実現を図るための資料提供を行っていく必要がある。

(5) 福祉灯油制度

道からの回答は、当協議会が提出した「福祉灯油制度の充実にかかわる提言」を踏まえた内容になっておらず、前年度の回答と同様であり、きわめて不誠実と言わざるを得ない。又、各市町村の福祉灯油事業の実施調査結果をみると、前年度との比較で大幅に減少した理由が、前年度（平成 26 年度）は国の指導による激変緩和措置の適用により増加した、との補足回答を受けたが、現状では今年に入って再び灯油価格が上昇傾向にあることから、次年度へ向けては、冬期間に灯油価格が上昇した場合の対応について、道の考え方を質していく必要がある。

(6) 『安心・信頼できる社会保障の構築』に関わって、三項目にわたる要請を行ったが何ら具体的且つ主体的な回答は示されず、とりわけ待機児童ゼロの実現をめざすことに関しては、国任せの姿勢が色濃く反映された内容となっている。

(7) この間、「LPガス」の事業者間価格格差の問題について北海道としての対応を求めてきたが、回答のなかでは何ら具体的なものはなく、その後の補足回答においても、パブコメを経て「液石法施行規則」及び「液石法施行規則の運用・解釈通達」の一部改正が行われ（本年 2 月 22 日公布、6 月 1 日施行）、合わせて「液化石油ガスの小売業における取引適正化指針」が制定・施行（本年 2 月 22 日付）されたが、国からの指示は今のところ特になし、との主体性のない回答であり、引き続き道としての小売価格の動向監視等に対する姿勢を注視していく必要がある。

以 上